

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
1	要求水準書(案)	1-2	第1章	第1節	1.7				事業期間	事業期間の開始日が事実上固定されておりますが、議会による契約承認の遅れ等、組合側事由による開始日の遅延は認められるのでしょうか。また、遅延期間に応じて、運営期間は延長されるのでしょうか。	前段について、御指摘のような場合に運営期間の開始日を見直すことはあり得ます。後段については入札公告時に示します。
2	要求水準書(案)	1-2	第1章	第1節	1.8				事業方式	「約30年間の使用を前提として設計・施工及び運営を行う事とする。」とあるが、前項の運営期間では20年6箇月間としている。本事業の運営期間を超える約10年間の運営は随意契約と理解してよろしいか。	改めて入札等により運営事業者を選定することを想定しています。
3	要求水準書(案)	1-2	第1章	第1節	1.9	1.9.1	(1)	⑥	民間事業者の業務範囲	⑥として、「地域住民への対応支援」とございますが、一方、実施方針2頁(8)として、民間事業者が行う事業範囲①設計・施工業務(カ)に「周辺住民への対応」とございます。これらの異同について、要求水準書(案)1-3頁1.9.2組合の業務範囲(1)設計・施工業務の範囲⑤「地域住民への対応」との関係も併せて、ご教示ください。	⑥は「地域住民への対応」と修正します。実施方針2頁(8)として、民間事業者が行う事業範囲①設計・施工業務(カ)「周辺住民への対応」と同じの意味とお考えください。
4	要求水準書(案)	1-3	第1章	第1節	1.9	1.9.2	(1)	⑤	組合の業務範囲	⑤として、「地域住民への対応」とございますが、一方、実施方針2頁(8)として、民間事業者が行う事業範囲①設計・施工業務(カ)に「周辺住民への対応」とございます。これらの異同について、要求水準書(案)1-3頁1.9.1の業務範囲(1)設計・施工業務の範囲⑤「地域住民への対応支援」との関係も併せてご教示ください。	No3の回答を御参照ください。
5	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2.1				事業用地	全体事業予定地の面積(約11.6ha)が、事業用地の面積(約4.2ha)に対して十分広く、スペースに相当の余裕が出るが見込まれます。事業用地以外の用地に将来予定されている施設若しくは用途がありましたらご教示をお願いします。また、この用地にメガソーラ発電設備などの設置計画は可能でしょうか。	事業用地(約4.2ha)以外の用地においては、現時点では、リサイクルセンター(不燃・粗大ごみ、資源ごみ)等の建設を予定しています。また、事業用地内であれば設置可能です。
6	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2.4	2.4.1			電気	東北電力㈱との協議のうえ確保することとありますが、発注者たる貴組合として事前協議はされておられますでしょうか?特に、特高受電が可能かどうかの確認はされてますでしょうか。	電気事業者との事前協議において、高圧受電での引き込みは可能であるとの確認はしております。
7	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2.4	2.4.2			上水及び井水	上水の取合点をご教授願います。	詳細は入札公告時に示します。
8	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2	2			地形・地質	本項にて建設事業者が行うよう求められております調査により、各種条件が既存の調査結果が異なっていることが判明した場合に行われる「対応方法の協議」には、請負金額の増額及び、工期の延長(及びそれに伴う運営事業の開始時期の延期)を含むものと理解してよろしいでしょうか。	本事業の実施に著しい影響があると組合が判断した場合のみ、組合は建設事業者との協議に応じるものとします。
9	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2.2				地形・地質	地下水の水質において添付資料3をご提示頂いていますが、(電気伝導率、硫酸イオン、イオン状シリカ、酸消費量(pH4.8)等)についてもご教示願います。	御質問頂いた項目の分析結果はありません。
10	要求水準書(案)	1-4	第1章	第2節	2.2				地形・地質	「～組合が本事業の実施に著しい影響があると見なした場合には、組合と建設事業者において、対応方法を協議するものとする。」と記載ありますが、工期・金額面も含めて協議できるものと理解します。	No8の回答を御参照ください。
11	要求水準書(案)	1-5	第1章	第2節	2.4	2.4.4			排水	生活排水についても合併処理浄化槽で処理後、場内循環利用によるクローズド方式となっておりますが、生活排水だけでも場外放流として考えて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
12	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1.1				処理対象物	「選別可燃物」とは、破砕された可燃ごみと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
13	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1.2	(1)			処理不適用	処理不適用とは、本来熱回収施設に搬入してはならないごみ(構成市町で定めた搬入禁止物)のこのことだけを意味していると理解してよろしいでしょうか。それとも元々熱回収施設に搬入されるべきごみの中から処理しにくいものを抽出したものも含まれるのでしょうか。	搬入された処理対象物のうち、構成市町の廃棄物の処理及び清掃に関する条例を基に処理することが困難又は不適当と考えられるものについては、組合が了解を得るものについて処理不適用とみなします。
14	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1.2	(3)			処理不適用	排除した処理不適用を構成市町内の施設まで運搬・処理を適宜行うこと」とありますが、処理は組合様業務範囲に変更願います。また、運搬費と処理費を積算するための情報をご教示ください。また、施設への運搬は、事業者から再委託を認めていただけますでしょうか。	構成市町内の施設とは、民間の処理施設を想定していますので、運搬・処理は事業者の業務範囲とします。この民間の処理施設は、事業者提案となるため、運搬費と処理費は事業者で想定願います。なお、施設への運搬に関する再委託については、入札公告時に詳細を示します。
15	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1	3.1.2	(3)		処理不適用	「～構成市町内の施設まで運搬・処理を適宜行うこと。」と記載ありますが、①搬入可能日・時間、②建設予定地からの距離、③使用可能な車両の大きさ・型式などの条件、④使用料金等詳細についてご教示願います。	No14の回答を御参照ください。
16	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1	3.1.2	(3)		処理不適用	運営事業者は、排除した処理不適用・・・構成市町内の施設まで運搬・処理を適宜行うとありますが、運搬費、処理費用については別途清算していただけるものと考えて宜しいでしょうか。また保管のためのストックヤードの貯留は何日分程度必要でしょうか。	前段については、No14の回答を御参照ください。なお、後段については、保管のためのストックヤードの容量は事業者で想定願います。
17	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1	3.1.3			計画処理量	運営事業期間20年6ヶ月間に渡り「計画年間ごみ処理量は55,817t」として、施設計画の立案をするとの理解でよろしいでしょうか。(運営事業期間20年6ヶ月間にわたる、年間ごみ処理量の計画値があれば、ご教示願います。)	施設計画の立案については御理解のとおりです。事業期間において最大となる平成28年度の年間ごみ処理量を計画年間ごみ処理量として提示しています。年間ごみ処理量の計値は、入札公告時に詳細を示します。
18	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1	3.1.3			計画処理量	計画処理量に記載される可燃ごみには、基本計画(H21.3)に記載される中継施設からの搬入量も含まれるのでしょうか。また、リサイクルセンターからの受入は本計画では考慮しない前提でしょうか。	計画処理量は、中継施設及びリサイクルセンターからの搬入量を見込んで算定しています。
19	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1.3				計画処理量	事業実施期間に亘る各年度ごとの計画処理量は、入札公告時点で明らかにされると考えてよろしいでしょうか。	No17の回答を御参照ください。
20	要求水準書(案)	1-6	第1章	第3節	3.1.4				計画性状	低位発熱量は、下2桁の数字を丸めたものと想定されますがkcal/kgとkJ/kgのどちらを正としたらよろしいでしょうか?	低位発熱量の基準は、kcal/kgを用いています。
21	要求水準書(案)	1-7	第1章	第3節	3.2	3.2.2			施設規模	「熱回収施設の施設規模は～などを考慮して設定する」とありますが、各応募者が任意で設定することが可能と理解してよろしいでしょうか	御理解のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
22	要求水準書(案)	1-7	第1章	第3節	3.2.2 3.2.3					施設規模／系列数	施設規模及び系列数ともご指定がありませんが、民間事業者で操業計画を立案の上、ご提案させていただけるものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。ただし、系列数は2系列以上とします。
23	要求水準書(案)	1-7	第1章	第3節	3.2	3.2.2				施設規模	処理規模の設定についてご教示ください。生活環境影響調査等で前提としている処理能力、系列数についても併せてご教示ください。	前段については、No21の回答を御参照ください。後段については、環境影響評価書(準備書)を入札公告にあわせて公開予定です。
24	要求水準書(案)	2-3	第2章	第1節	1.3	1.3.2				責任設計・施工	「ユーティリティにかかわる工事及び交差点工事を除く現場工事については、～原則として事業用地内で行うものとする。」と記載ありますが、 ①ユーティリティにかかわる工事及び交差点工事については事業用地外での施工となる、落札者の施工範囲となるのでしょうか。 ②落札者の施工範囲の場合、「ユーティリティにかかわる工事」(電気、上水道、雨水、電話等)の取り扱い位置についてご教示下さい。 ③落札者の施工範囲の場合、「交差点工事」の内容をご教示下さい。	①事業用地外での工事は、事業者の業務範囲に含まれません。 ②ユーティリティ取り扱い点については、入札公告時に詳細を示します。 ③交差点工事は現時点では具体化していません。
25	要求水準書(案)	2-4	第2章	第1節	1.3	1.3.5	(4)			環境保全	環境影響評価書の内容は、現状組合殿HPに「生活環境影響予備調査報告書(概要版)[平成20年1月]」が掲示されていますが、これを遵守することで宜しいでしょうか。	環境影響評価書の内容は、組合HP「生活環境影響予備調査報告書(概要版)」[平成20年1月]とは異なります。
26	要求水準書(案)	2-4	第2章	第1節	1.3.6	(3)				電気主任技術者, BT主任技術者	建設時期の「電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者」は法的には、設置者(貴組合)側から選任されるものと理解しております。貴組合殿の見解をご説明願います。	詳細は入札公告時に示します。
27	要求水準書(案)	2-4	第2章	第1節	1.3	1.3.6				施工管理	電気主任技術者およびボイラ・タービン主任技術者は、貴組合の承諾を受けることを前提に、運営時における要員変更を可能にして頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
28	要求水準書(案)	2-4	第2章	第1節	1.3	1.3.6	(3)			施工管理	選任した電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者は特別な事由を除き運営時において配置(体制)を変更してはならないとありますが、運営時に選任予定の主任技術者を工事期間から選任するとした場合、主任技術者の所属に関して、建設工事請負契約の契約当事者で無いSPC在籍の有資格者を選任・届出することについて、組合殿と経産省との協議が済んでいると考えてよろしいでしょうか。	No26の回答を御参照ください。
29	要求水準書(案)	2-5	第2章	第1節	1.3	1.3.9				地中障害物	「なお、予期しない大型の地中障害物や不発弾等の危険物が発見された場合は、建設事業者は組合と協議を行うものとする。」と記載ありますが、工期・金額面も含めて協議できるものと理解します。また建設予定地は周辺状況より不発弾等の発見の可能性が高い地域なんでしょうか、関連情報があれば教示下さい。	前段については、御理解のとおりです。後段については、詳細な資料はありませんが、過去に一度、全体事業予定地外の近く(民間用地)で不発弾が発見されたことがあります。
30	要求水準書(案)	2-5	第2章	第1節	1.3	1.3.9				地中障害物	地中障害物(不発弾等も含む)がでた場合には、処理・運搬費用については組合負担として頂きたい。想定が不可能です。	No29の回答を御参照ください。
31	要求水準書(案)	2-5	第2章	第1節	1.3	1.3.10				電波障害発生の防止	建設事業者決定後の電波障害調査によって建屋及び煙突の形状変更が必要となった場合には、対応できかねる可能性があります。については、現時点における制限の有無をご確認頂きご提示願います。	現時点では、把握している制限は特にありません。
32	要求水準書(案)	2-5	第2章	第1節	1.3	1.3.10				電波障害発生の防止	電波障害は、環境影響評価項目にも選定されていません。調査・対策については不要と考えて宜しいでしょうか。	原案のとおりとします。
33	要求水準書(案)	2-6	第2章	第1節	1.3	1.3.14	(5)			材料の立会検査	照合検査として製造過程でのマークと材料証明のトレーサビリティが要求されておりますが、ミルシートによる照合だけでは不十分でしょうか。	原案のとおりとします。
34	要求水準書(案)	2-7	第2章	第1節	1.6					地元貢献	地元雇用、地元経済における「地元」の定義はどのような範囲を想定されているかご教示ください。	構成市町(花巻市、北上市、遠野市、西和賀町)です。
35	要求水準書(案)	2-7	第2章	第2節	1.6					地元貢献	ここでいう地元とは岩手中部広域行政組合の構成市町と理解してよろしいでしょうか。	No34の回答を御参照ください。
36	要求水準書(案)	2-8	第2章	第2節	2.2	(1)				造成計画・外構施設の基本方針	造成計画および外構計画を実施するために敷地内の平面図、断面図(標高の記載のあるもの)さらにはCADデータは入札公告時にご提供いただけると考えて宜しいでしょうか。	御意見として承ります。なお、平面図CADデータ(標高入り)はありますが、断面図CADデータはありません。
37	要求水準書(案)	2-8	第2章	第2節	2.2	(2)	①			緑化	緑化率20%に起因する法令を教示ください。	北上市みどりのまちづくり条例(第8条第2項)及び規則(第2条(2))によります。
38	要求水準書(案)	2-8	第2章	第2節	2.2	(3)				雨水調整池	事業用地の面積に応じた約4,000m3の容量の雨水調整池を計画するために、近隣の排水路の渠底標高、あるいは放流口の渠底標高を入札公告時に提示をお願いします。	御意見として承ります。
39	要求水準書(案)	2-8	第2章	第2節	2.2	(3)				雨水調整池	雨水調整池の設計業務において、排水路管理者との協議も含まれると考えるべきでしょうか。	御理解のとおりです。
40	要求水準書(案)	2-10	第2章	第2節	2.3	(7)				管理棟平面計画	平面計画において、運用面の利便性等を勘案し、管理棟と工場棟を合棟とし提案することは可能でしょうか。	原案のとおりとします。(管理棟と工場棟は別棟)
41	要求水準書(案)	2-11	第2章	第2節	2.1	2.3	(11)			一時仮置き場	多量の自己搬入ごみ等の持ち込みを考慮し、一時仮置き場(屋根付き)を設けるとありますが、貯留はどの程度必要でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。
42	要求水準書(案)	2-11	第2章	第2節	2.1	2.3	(13)	②		囲障	囲障は、事業用地東面(将来リサイクルセンターの建設用地)には不要と考えて宜しいでしょうか。または仮囲障程度でも宜しいでしょうか。	事業用地東面(全体事業予定地と事業用地の境界)にも囲障が必要です。
43	要求水準書(案)	2-15	第2章	第2節	2.5					外構工事	「施工上支障となる部分」とは、施工上支障となり工事中に原型を変形させた部分と理解します。	御理解のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目							タイトル	質問内容	回答
44	要求水準書(案)	2-15	第2章	第2節	2.5	2.5.2	(1)			駐車場工事	透水性舗装は駐車場の範囲のみと理解します。	御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
45	要求水準書(案)	2-19	第2章	第3節	3.3	(1)	①			各設備に共通の事項	「高さ(頭上空間)」は、有効高さ1.8m以上で宜しいでしょうか。	御意見として承ります。詳細は入札公告時に示します。
46	要求水準書(案)	2-23	第2章	第3節	3.5	3.5.2				搬入退出路	搬入退出路(斜路)の記載がありますが、本施設はランプウェイ方式を採用するものと考えて宜しいのでしょうか。	搬入退出路は、ランプウェイ方式に限らず、事業者の提案とします。
47	要求水準書(案)	2-25	第2章	第3節	3.5.7	(1)				前処理破砕・切断機	数量及び処理能力を提案するため、1日の最大搬入量をご教授下さい。	回答書別紙を御参照願います。また、本資料は要求水準書(案)の添付資料7として取り扱い願います。
48	要求水準書(案)	2-35	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(1)	①		ボイラ本体	過熱器の材質は、SUS310J1または同等品以上の材質とありますが、費用対効果を考慮して事業者の提案によるものとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
49	要求水準書(案)	2-35	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(1)	⑤		ボイラ	過熱器の材質はSUS310J1または同等品以上の材質とありますが、同等品以上とは20.5年間の運営及びその後約10年間の使用を考慮して最適なものを選定するという理解で宜しいでしょうか。	No48の回答を御参照ください。
50	要求水準書(案)	2-36	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(1)	22		ボイラ本体	ボイラドラム保有水量について、安定的な運営遂行を前提とした上で、建設事業者の提案として宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
51	要求水準書(案)	2-36	第2章	第3節	3.7	3.7.1	(3)	②		ボイラ支持鉄骨	耐震性が確保されている前提で、大規模地震の実績のあるボイラ支持構造を提案しても宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
52	要求水準書(案)	2-38	第2章	第3節	3.7	3.7.3	(2)			脱酸剤注入装置及び復水処理剤注入装置	復水処理剤注入装置については、当該設備を必要としない水質管理にて安定した運営管理が行える場合は、設置不要と理解して宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
53	要求水準書(案)	2-38	第2章	第3節	3.7	3.7.4	(3)			ブロータンク	数量は、2炉分の容量を見込むものとして、1基として宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
54	要求水準書(案)	2-39	第2章	第3節	3.7	3.7.5	(3)			蒸気減温減圧装置	本内容はタービンバイパス弁についての記載であると思われませんが、P2-46 3.9.2(9)主蒸気減圧減温装置及び3.9.2(10)減圧装置と同機器と考えられますので、いずれかを削除して頂くようご確認願います。	要求水準書(案) p 2-39 3.7.5の(3)を削除する方向で検討しますが、詳細は入札公告時に示します。
55	要求水準書(案)	2-41	第2章	第3節	3.8	3.8.1	(5)			集じん装置	「バージ用コンプレッサーを設置すること」と記載ありますが、当該設備を必要としない集じん装置にて安定した運営管理が行える場合は、設置不要と理解して宜しいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
56	要求水準書(案)	2-43	第2章	第3節	3.9	3.9.1				温水供給設備	電気式を提案してもよろしいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
57	要求水準書(案)	2-43	第2章	第3節	3.9	3.9.1				温水供給設備	温水供給設備、冷暖房設備については、LCC的にメリットのある電気式の提案も可能と考えて宜しいでしょうか。またその場合には、予備ボイラについては設置不要と理解して宜しいでしょうか。	No56の回答を御参照ください。
58	要求水準書(案)	2-45	第2章	第3節	3.4	3.9.2	(6,7)			蒸気タービン	排気復水タンク、排気復水ポンプは必要に応じて設置なしとしてもよろしいでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
59	要求水準書(案)	2-49	第2章	第3節	3.11	3.11.3	(2)			灰ピット	灰ピットの容量は2-51ページ(8)スラグストックヤードと同様に1箇月分以上の貯留が最低限求められると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	原案のとおりとします。スラグストックヤードの貯留容量は、JIS A 5031又はJIS A 5032の規格を満足するための要分析期間等を考慮して設定しています。
60	要求水準書(案)	2-49	第2章	第3節	3.11	3.11.5				焼却灰水洗装置	セメント資源化施設側にて水洗装置が設置されている場合や前処理が不要の引き取り先がある場合は、水洗装置は不要と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
61	要求水準書(案)	2-49	第2章	第3節	3.11	3.11.5				焼却灰水洗装置	具体的な水洗設備のイメージはありますか。また、既設焼却炉などから想定される塩素濃度はどの程度で、かつ水洗によりどの程度の灰の性状とする必要があるのでしょうか。	イメージについては事業者提案の範疇を想定しています。No60の回答についても参考にしてください。
62	要求水準書(案)	2-56	第2章	第3節	3.16.2					電気方式	受電電圧が高圧(6.6kV)となっていますが、発電機定格出力または逆走電力量に制限がありましたらご教示ください。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
63	要求水準書(案)	2-56	第2章	第3節	3.16	3.16.2	(1)			受電電圧	本計画におけるタービン発電機容量は2MW以上となることが予想されますが、その場合においても高圧受電で東北電力側との調整が終了していると理解します。なお、発電出力等で上限設定ありましたらご教示願います。	No62の回答を御参照ください。
64	要求水準書(案)	2-58	第2章	第3節	3.16	3.16.6	(1)	②		同期発電機	力率は最適な運営を考慮して事業者提案とさせて頂きたく。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
65	要求水準書(案)	2-58	第2章	第3節	3.16	3.16.6				タービン発電設備	本施設は6.6kv系統への連携ですが、高圧受電の制約について、①2000kw以上の計画は可能でしょうか。電力会社との協議状況についてご教示ください。②計画上限や逆送電力上限があればご教示ください。	No62の回答を御参照ください。
66	要求水準書(案)	2-59	第2章	第3節	3.16	3.16.7	(2)	③		無停電電源設備	蓄電池仕様は、20.5年間の運営及びその後約10年間の使用を考慮して事業者提案とさせて頂きたく。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
67	要求水準書(案)	2-59	第2章	第3節	3.16	3.16.8				常用電源設備	常用自家発扱いとなるため、排ガス規制を受けますが、そのような考え方でよろしいでしょうか。また、施設計画や運転計画から判断して、契約電力料金の抑制や施設整備費の増加を総合的に考慮して経済メリットがある場合に常用発電の提案をするという理解でよろしいのでしょうか。電力会社との協議状況についてもご教示ください。	前段、後段とも御理解のとおりです。なお、電気事業者とは未協議の状況ですが、入札公告時に協議結果を反映した内容を示します。

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答	
68	要求水準書(案)	2-59	第2章	第3節	3.16	3.16.8			常用電源設備	全停電時においてもごみの受入(ごみ計量、ごみピットへの投入)～ごみクレーン稼働までが可能な電力を確保とありますが、何日程度の稼働をお考えかご教示願います。	1～2日分を想定してください。	
69	要求水準書(案)	2-61	第2章	第3節	3.17.2	(2)	②		計装監視機能	「スラッグクレーン」は、任意設置で宜しいでしょうか。	スラッグクレーンを削除する方向で検討しますが、詳細は入札公告時に示します。	
70	要求水準書(案)	2-65	第2章	第3節	3.17	3.17.4	(6)	②	イ	オペレーターコントロール	建築設備の制御及び操作は、プラント設備用オペレーターコントロールにそぐわないため、建築設備として分離して中央制御室に設置します。	御意見として承ります。
71	要求水準書(案)	2-67	第2章	第3節	3.17	3.17.7 3.17.8				計装用空気圧縮機 雑用空気圧縮機	計装用空気圧縮機と雑用空気圧縮機は分けずに兼用とした機能のものとしてよろしいでしょうか？	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。
72	要求水準書(案)	2-67	第2章	第3節	3.18	3.18.3				洗車設備	使用台数及び使用水量についてご教示願います。	要求水準書(案)に記載の5台を基本として、使用水量については提案してください。
73	要求水準書(案)	2-70	第2章	第4節	4.1	4.1.2				試運転	「～試運転に係る業務は、建設事業者が運営事業者に委託して行うものとする。」と記載がありますが、 ①運営事業者に必要な費用は、建設事業者の費用として計上することによろしいでしょうか。 (それとも、業務は委託して実施するが、費用は運営事業に計上するのでしょうか。) ②性能試験に係る機器、設備などの操作、調整等の実務を建設事業者の指示に従い実施するとの理解でよろしいでしょうか。	①御理解のとおりです。 ②御理解のとおりです。
74	要求水準書(案)	2-73	第2章	第4節	4.2	4.2.2	表 2-4-1	3		排ガス	触媒反応装置を設置しない場合の窒素酸化物の測定場所は、煙突のみとして宜しいでしょうか。	基本的にはよいものとしませんが、詳細は入札公告時に示します。
75	要求水準書(案)	2-75	第2章	第4節	4.2	4.2.2	表 2-4-1	5		飛灰処理物	重金属類の測定回数について、2時間ごとにサンプリングを行うとありますが、測定回数についてご教示願います	測定回数は「2時間ごとに…」とあるのを、「2回以上」に修正する方向で検討しますが、詳細は入札公告時に示します。
76	要求水準書(案)	2-78	第2章	第4節	4.2	4.2.4				教育訓練	試運転期間中に運営業務の従事職員に対し、教育訓練を行うこととありますが、この教育訓練に係る運営業務従事職員の人件費は建設工事費・運営委託費のどちらに含めることを想定されていますでしょうか	建設工事費に含める想定としてください。
77	要求水準書(案)	2-78	第2章	第4節	4.2	4.2.4				教育訓練	法定検査のための訓練とは具体的に何を指すのかご教示願います。	法定検査を受検する際の事前準備等に係る訓練であると解釈してください。
78	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.6				試運転費用	試運転期間中の売電収入は貴組合・建設事業者どちらに帰属するのでしょうか	建設事業者に帰属することを想定してください。詳細は入札公告時に示します。
79	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.5	(1)			副生成物の取り扱い	指定された要件を満足しない飛灰処理物等とありますが、指定された要件とはどのようなものでしょうか。また、建設事業者の責任において適切に処理・処分するものとありますが、建設事業者の責任とは、3市1町の処分場までの運搬費用と処分費用を負担するという意味と考えてよろしいでしょうか。その場合、3市1町の処分場の処分単価をお教え下さい。	指定した要件とは、要求水準書(案) p1-10 3.3.7の(4)に記載した内容です。 指定された要件を満足しない飛灰処理物は、3市1町の処分場で受け入れることは想定しておりません。
80	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.5				副生成物の取り扱い	(ストーク炉+セメント資源化を採用した場合) 試運転期間中の焼却灰の処理についてご教示願います。	セメント資源化施設側での焼却灰受入に係る試験を考慮し、セメント資源化施設への引き取りを想定してください。
81	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.6	(2)	②		試運転費用	②につき、冒頭の括弧が開始部分しか付いておりませんが、誤植と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
82	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.6	(2)	④		試運転費用	民間事業者の費用負担範囲として、「～最終処分場への運搬費用」の記載がありますが、 ①搬入可能日・時間、②建設予定地からの距離、③使用可能な車両の大きさ・型式などの条件、④使用料金等詳細についてご教示願います。	No14の回答を御参照ください。
83	要求水準書(案)	2-79	第2章	第4節	4.2	4.2.6	(2)	⑤		試運転費用	「その他、第2章第4節4.3.1に記載された～」とありますが、当該項がみあたりませんので、ご確認頂き、ご教示願います。	⑤については、…第2章第4節4.3.1ではなく、第2章第4節4.2.6(1)と修正します。
84	要求水準書(案)	2-80	第2章	第4節	4.4					保証期間	保証期間は、引き渡し後3年間とし、性能・機能未達の場合は、改善後3年間延長するとなっておりますが、延長の最大期間は、運営期間である20年6ヵ月間と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。
85	要求水準書(案)	2-80	第2章	第4節	4.4					保証期間	「保証期間は引渡し後、3年間とする。ただし、保証期間中に熱回収施設が要求水準書に示す性能・機能を満たすことが出来ない事態が生じたときには、建設事業者の責任において速やかに改善する。当該事態が改善され、組合の承諾が得られたときから起算してその後3年間まで保証期間を延長するものとする。」とありますが、セメント資源化施設に性能・機能を満たすことができない場合はセメント資源化企業の責任において速やかに改善し、当該事態が改善され、貴組合の承諾が得られたときから起算してその後3年間まで保証期間を延長する、との理解で宜しいでしょうか。	セメント資源化施設は、本事業の設計・施工業務に関する要件ではないことから、保証の対象とはならないと考えています。
86	要求水準書(案)	2-80	第2章	第4節	4	4				保証期間	建設事業者による改善がなされた後、貴組合による承諾が得られた場合、そのときから起算して3年間保証期間を延長するとありますが、この延長の対象となるのは、改善が行われた箇所のみであり、その他の箇所に関しては、当該延長とは関係なく、完成後から3年間であると理解しておりますが、よろしいでしょうか。	御理解のとおりです。

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目					タイトル	質問内容	回答	
87	要求水準書(案)	2-80	第2章	第4節	4.5	4.5.1	(1)	設計のかし担保	熱回収施設の設計のかし担保は、「① 実施設計図書に記載した施設の性能及び機能は、すべて建設事業者の責任において保証する。② 引渡し後、施設の性能及び機能について疑義が生じた場合は、建設事業者が性能試験要領書を作成し、第三者機関が、性能試験要領書に基づいて性能及び機能の確認試験を行う。③ 確認試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善する。」とあります。上記①～③の建設事業者の責任及び保証等の対応をセメント資源化施設においては、セメント資源化企業が行うとの理解で宜しいでしょうか。	No85の回答を御参照ください。	
88	要求水準書(案)	3-1	第3章	第1節	1-1	(2)		現場総括責任者	運営開始当初に施設に配すべき現場総括責任者として「一般廃棄物を対象とした類似施設の現場総括責任者としての経験を有する者」との記載ですが、当該経験は、「施設運転委託の現場責任者経験」と考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
89	要求水準書(案)	3-2	第3章	第1節	1.3			運営モニタリングの実施	セメント資源化施設についても、事業期間終了時に熱回収施設と同様な運営モニタリングが実施され、運営事業者またはセメント資源化企業は貴組合に対し必要な協力等を行うとの理解で宜しいでしょうか。	セメント資源化施設については、セメント資源化企業が独自に当該内容を実施すべきであると考えています。	
90	要求水準書(案)	3-2	第3章	第1節	1.3	1.3.2	(2)	事業終了時	『大規模補修を含む熱回収施設の耐用度』とは具体的にどのような内容を意味するものなのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
91	要求水準書(案)	3-2	第3章	第1節	1.3	1.3.2	(2)	事業終了時	『事業継続に係る経済性評価』とは具体的にどのような内容を意味するものなのでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
92	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4.1			事業期間終了時の機能検査	終了後も継続して約10年間にわたり使用することに支障がある場合は・・・とありますが、定義があいまいで過大な要求を強いられるリスクがありますので、具体的・限定的な記述に変更をお願いいたします。	原案のとおりとします。	
93	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4			事業期間終了時の取扱い	セメント資源化施設についても、事業期間終了時に熱回収施設と同様な「1.4.1 事業期間終了時の機能検査」及び「1.4.2 事業期間終了後の運営方法の検討」が実施され、運営事業者またはセメント資源化企業は貴組合に対し、熱回収施設と同様な機能検査、必要な補修、新たなセメント資源化企業への所有する資料の開示及び必要な用役の補充等が実施されるものとの理解で宜しいでしょうか。	No89の回答を御参照ください。	
94	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4.2	(2)		事業期間終了後の運営方法の検討	新たな運営事業者への協力は、本事業期間内（48年3月末まで）に実施するものであると考えてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
95	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4.2	(3)		事業期間終了後の運営方法の検討	事業終了時には、規定数量を満たした上で引き渡す」とありますが、規定数量とはどのような定義でしょうか。事業者の提案書において規定する数量であるとしてよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。	
96	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4.2	(2)	①	事業期間終了後の運営方法の検討	運営事業者が所有する資料を、資格審査を通過した新たな運営事業者の候補者に対して開示することが求められておりますが、この際開示する資料には運営事業者のノウハウが含まれる可能性があるため事前に運営事業者と相談することとしていただけないでしょうか。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。	
97	要求水準書(案)	3-3	第3章	第1節	1.4	1.4.2	(2)	①	事業期間終了後の運営方法の検討	運営事業者が所有する資料の開示とありますが、運営マニュアル等についてはメーカーのノウハウや機密情報等も含まれております。協議事項とさせて頂けないでしょうか。	No96の回答を御参照ください。
98	要求水準書(案)	3-4	第3章	第1節	1.9			保険への加入	貴組合にて付保する保険がございましたら、ご教示願います	組合は、(社)全国市有物件災害共済会「建物総合損害共済」、全国市長会市民総合賠償補償保険（組合に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険）を付保する予定です。	
99	要求水準書(案)	3-5	第3章	第1節	1.10	(1)		調達及び管理	調達計画書の組合の承諾は削除していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
100	要求水準書(案)	3-5	第3章	第1節	1-11	(4)		汚染負荷量賦課金	(独)環境再生保全機構のHPでの記載では、法の規定により、汚染負荷量賦課金負担義務を負うのは「昭和62年4月1日にばい煙発生施設等を設置していたこと」が必須要件でありますので、今回事業の運営事業者（落札後設立される特別目的会社）は、負担義務を負わないと判断されます。「汚染負荷量賦課金を申告・納付」は今回事業の範囲外と考えてよろしいでしょうか。 http://www.erca.go.jp/fukakin/seido/nofugimu.html	御指摘のとおり、本事業は汚染負荷量賦課金負担義務を負わないことが判明したため、当該事項を削除します。	
101	要求水準書(案)	3-5	第3章	第1節	1.11			汚染負荷量賦課金の申告・納付	今回整備される熱回収施設は賦課金の対象施設に該当するのでしょうか。	No100の回答を御参照ください。	
102	要求水準書(案)	3-5	第3章	第1節	1.11			汚染負荷量賦課金の申告・納付	本件は制度の趣旨から勘案すると設置者が申告すべきと考えますが、本事業においては設置者は組合殿であるので、運営事業者は申告に関する協力を実施するものと理解してよろしいでしょうか。	No100の回答を御参照ください。	
103	要求水準書(案)	3-5	第3章	第1節	1.11			汚染負荷量賦課金	新設の施設に対して賦課されるのでしょうか。また、納付額はどの程度でしょうか。	No100の回答を御参照ください。	
104	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.1	(3)		適正処理、適正運転	第三者機関で行う検査とは排ガス分析やごみ質の組成を計量する意味でしょうか。具体的な検査内容についてご教示頂きたいです。	要求水準書(案)の「第3章第5節」を参照願います。	
105	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.3	(2)		発電設備の運転	1-4頁2.4.1電気の項では東北電力と協議の上確保すると記載ありますが、本項の主旨から電気事業者と読替えて理解してもよろしいでしょうか。	御理解のとおりです。1-4頁の「東北電力(株)」を「電気事業者」と修正します。	

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
106	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.3	(4)		余剰電力売却益	本事業に直接関わる法令変更リスクが組合殿分担、物価変動リスクは組合殿が主分担ですが、東日本大震災以降、現下の情勢では、今後のエネルギー政策や電力需給の動向は不透明であり、従って本事業にて発生する余剰電力の価値を長期にわたって正確さをもって見通すことは、極めて困難と言わざるを得ません。 見通しがつかない中で、民間参加各グループが敢えて定量化する場合、売却単価等を想定することになりますが、リスク分担所掌と上記のような現在の状況を踏まえれば、民間参加各グループには想定売却単価に関する責任がほとんどないことになる可能性があり、各グループの想定数値にかなりの差異が出る事が想定されます。 その場合、各グループの提案における維持費用部分について、適切な比較(適正な競争)が難しくなること想定されます。 適切な比較(適正な競争)のために、「売電収入等を民間帰属にするのではなく、市帰属とする」もしくは、「売電収入等を民間帰属のまま、売却単価を指定する」にことを推奨します。	御意見として承りますが、詳細は入札公告時に示します。	
107	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(2)	副生成物等の取扱い	焼却灰の中にセメント資源化不適物に該当するものがあつた場合は、その分だけセメント資源化に要する費用を減額(事業目的を果たせないことに対するペナルティにより支払い額ゼロ査定)した上、焼却灰を組合が指定する最終処分場で埋立する費用は運営事業者が組合へ支払うと考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。	
108	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(2)	焼却灰	運営事業者は、焼却灰(セメント資源化不適物を除く)の全量を自らの責任で有効利用することとしますが、やむをえない事由により処理が必要となった場合、指定された要件を満たすことを前提に組合殿の指定する場所で処理ができるものと考えてよろしいでしょうか。尚、可能な場合、①搬入可能日・時間、②建設予定地からの距離、③使用可能な車両の大きさ・型式などの条件、④使用料金等詳細についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。	
109	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	飛灰処理物及びセメント資源化不適物	「～有効利用できなかった飛灰処理物及びセメント資源化不適物を組合が指定する最終処分場へ運搬すること。」と記載ありますが、①搬入可能日・時間、②建設予定地からの距離、③使用可能な車両の大きさ・型式などの条件等詳細についてご教示願います。 また、運搬費は運営事業者が負担し、処分費は組合殿負担と理解してよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
110	要求水準書(案)	3-8	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	焼却灰及び飛灰処理物	焼却飛灰は有効利用の対象外との理解でよろしいでしょうか。	応募者の提案とします。	
111	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	有効利用できなかった飛灰処理物	有効利用できなかった飛灰処理物は、組合殿ご指定の最終処分場へ運搬することとなっていますが、その場合、事業者へのペナルティまたは運営委託費の減額は行われないものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
112	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	有効利用できなかったセメント資源化不適物	有効利用できなかったセメント資源化不適物は、組合殿ご指定の最終処分場へ運搬することとなっていますが、その場合、事業者へのペナルティまたは運営委託費の減額は行われないものと考えてよろしいでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
113	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(3)	副生成物等の取扱い	「セメント資源化企業は、焼却灰の全量を有効利用すること。」と書かれていますので、セメント資源化企業は持ち込まれた焼却灰を100%セメント化すると理解してよろしいでしょうか。また、もし100%セメント化できなかった場合はセメント資源化企業にペナルティが科せられると考えてよろしいでしょうか。その時のペナルティ料は焼却灰1トンあたり何万円を考慮しておられますでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
114	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	副生成物等の取扱い	有効利用できなかった焼却灰(セメント資源化不適物扱いの焼却灰含む)は、セメント資源化に要する費用を減額(事業目的を果たせないことに対するペナルティにより支払い額ゼロ査定)した上、焼却灰を組合が指定する最終処分場で埋立する費用は運営事業者が組合へ支払うと考えてよろしいでしょうか。また、有効利用できなかった溶融スラグを組合が指定する最終処分場で埋立する費用も運営事業者が組合へ支払うと考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。	
115	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.1	(4)	副生成物等の取扱い	組合が指定する最終処分場で埋め立て処分するときに民間企業が支払う埋立費用は、埋立物1トンあたり何(万円/トン)でしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
116	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.2	(2)	副生成物の取り扱い(溶融スラグ)	溶融スラグの有効利用先が確保できなかった場合、組合指定の最終処分場にて処分することは可能でしょうか。また、その場合におけるペナルティ等を含む処分費用の考え方をご教示ください。	詳細は入札公告時に示します。	
117	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4	3.4.2		溶融スラグ、余剰砂及び溶融飛灰処理物	溶融スラグが有価物として有効活用される状態にあつては、承諾を報告に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。	
118	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4			副生成物等の取扱い	本来100%資源化することが求められている焼却灰、溶融スラグについて、資源化できなかった分はセメント資源化に要する費用を減額(事業目的を果たせないことに対するペナルティにより支払い額ゼロ査定)した上、民間企業の責任・費用負担で適正に処理処分する。かつ、ペナルティを科せられると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。また、ペナルティ料は1トンあたり何万円をお考えでしょうか。組合が指定する最終処分場で処分する場合の処分費は1トンあたり何万円をお考えでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
119	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4			副生成物等の取扱い	飛灰処理物、余剰砂、溶融飛灰処理物、その他熱回収施設で発生する副生成物等(焼却灰、溶融スラグ、構成市町で定めた搬入禁止物は除く)については、民間企業の責任・費用負担で適正に処理処分する。と考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。また、組合が指定する最終処分場で処分する場合の処分費は1トンあたり何万円をお考えでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	
120	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4			副生成物等の取扱い	飛灰処理物、余剰砂、溶融飛灰処理物、その他熱回収施設で発生する副生成物等(焼却灰、溶融スラグ、構成市町で定めた搬入禁止物は除く)については、種類と発生量を提案書に記載した上、もし提案書に記載した種類と発生量を超えて資源化できないものが発生した場合は、ペナルティを科せられると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。また、ペナルティ料は1トンあたり何万円をお考えでしょうか。	詳細は入札公告時に示します。	

## 要求水準書(案)に関する質問回答

No	資料名	頁	項目						タイトル	質問内容	回答
121	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4				副生成物等の取扱い	焼却灰、溶融スラグ、飛灰処理物、余剰砂、溶融飛灰処理物、その他熱回収施設で発生する副生成物等（構成市町で定めた搬入禁止物は除く）の資源化率あるいは最終処分率によって最終処分量が左右され、循環型社会への貢献度合いに差が出るので、最終処分量の多少あるいは資源化量の多少について落札者を決定する評価基準の評価項目として評価していただけると考えてよろしいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	御理解のとおり、評価する予定です。評価内容の詳細は、入札説明書と同時に公表する落札者決定基準において示します。
122	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4.1 3.4.2				副生成物等の取扱い	有効利用できなかった飛灰処理物、セメント資源化不適物、余剰砂及び溶融飛灰処理物を組合殿が指定する最終処分場へ運搬する迄が事業者範囲であり、処理は組合殿範囲と考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
123	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4.1 3.4.2				副生成物等の取扱い	「組合が指定する最終処分場」で処分できるものは「有効利用できなかった飛灰処理物、セメント資源化不適物、余剰砂及び溶融飛灰処理物」が対象であり、有効利用できなかった焼却灰（セメント資源化不適物を除く）、溶融スラグ及び金属類を当該処分場で処分する事は認められないものと考えて宜しいでしょうか。	御理解のとおりです。
124	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4.2	(5)			溶融飛灰処理物	最終処分場への運搬は、事業者から再委託を認めていただけますか。	詳細は入札公告時に示します。
125	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4.4	(2)			処理不適物	1-6ページ（2）に書かれている通り、処理不適物は搬入者に全量返却すると考えてよろしいでしょうか。	プラットフォームに荷下ろしした段階で除去した処理不適物については、搬入者に全量返却するものとします。しかし、その後の段階で除去した処理不適物については、要求水準書（案）第3章第3節3.4.4に示すとおり取り扱うものとします。
126	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.4.4	(2)			処理不適物	排除した処理不適物を構成市町内の施設まで運搬・処理を適宜行うこと」とありますが、処理は組合様業務範囲に変更願います。運搬費と処理費を積算するための情報をご教示ください。また、施設への運搬は、事業者から再委託を認めていただけますか。	原案のとおりとします。なお、構成市町内の施設は、構成市町内に立地する民間処理施設のことであり、応募者の提案により設定するものとします。
127	要求水準書(案)	3-9	第3章	第3節	3.1	3.4.4	(2)		処理不適物	処理不適物については、構成市町内の施設までの運搬費及び処理費は運営事業者負担となっておりますが、引き取り先の場所及び処理費用をご教示願います。	No126の回答を御参照ください。
128	要求水準書(案)	3-10	第3章	第4節					維持管理業務に関する要件	セメント資源化施設についても、熱回収施設と同様な「4.1 機器履歴台帳の管理」、「4.2 施設の点検・検査」、「4.3 施設の補修」、「4.4施設の更新」、「4.5建物等の維持管理」に記載されている内容を運営事業者またはセメント資源化企業が実施し、各計画書の作成及び貴組合への提出し計画に基づいた各種業務（補修等）を行うとの理解で宜しいでしょうか。もしそうでない場合はその理由をご教示ください。	No89の回答を御参照ください。
129	要求水準書(案)	3-14	第3章	第5節	5.1	5.1.1	(1)		計測項目及び計測頻度	熱回収施設の副生成物は計測地点、計測項目及び計測頻度等が設定されておりますが、本事業で生成されるセメント製品についても副生成物と同様に計測地点、計測項目及び計測頻度等が設定されるとの理解で宜しいでしょうか。	No89の回答を御参照ください。
130	要求水準書(案)	3-16	第3章	第5節	5.3	5.3.1			再処理の対象範囲	「定期的な計測の結果、副生成物の基準値を逸脱した場合、前回の正常な計測結果が出てから次の定期的な計測結果が出るまでに排出された副生成物を再処理の対象とする。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されているものも再処理の対象に含まれるものとする」とありますが、セメント製品に対しても計測項目等が設定され、その基準値を逸脱した場合は同様にセメント資源化企業が再資源化等を行うとの理解で宜しいでしょうか。	No89の回答を御参照ください。
131	要求水準書(案)	3-16	第3章	第5節	5.3	5.3.2			復旧の作業手順	「運営事業者は、副生成物の基準値を逸脱した場合には、次に示す手順で熱回収施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。」とありますが、セメント製品に対しても計測項目等が設定され、その基準値を逸脱した場合は、副生成物と同様な手続きでセメント資源化企業がセメント資源化施設の平常通りの運転状態への復旧を図るとの理解で宜しいでしょうか。	No89の回答を御参照ください。
132	要求水準書(案)	3-17	第3章	第6節					情報管理業務に関する要件	セメント資源化施設についても、熱回収施設と同様な「6.1 運営報告書の作成」、「6.2 施設情報管理報告」に記載されている内容を運営事業者またはセメント資源化企業が実施し、各種報告書の作成等を行うとの理解で宜しいでしょうか。	セメント資源化施設については、運営事業者が焼却灰の有効利用計画書と実績報告書を作成し、組合の承諾を受けるものとします。
133	要求水準書(案)	添付資料2							地質調査位置平面図	水質試験井戸を本設として使用してもよろしいでしょうか？	御理解のとおりです。

## 添付資料 7 可燃性粗大ごみ搬入量実績

### 可燃性粗大ごみ月平均想定処理量

	畳	布団	その他	合計
花巻市	200～300 枚	200～300 枚	0 t	10.50 t
北上市	470 枚	2,706 枚	10 t	37.63 t
遠野市	200 枚	1,000 枚	1 t	12.00 t
西和賀町	5 枚	8 枚	0 t	0.19 t
合計	875～975 枚	3,914～4,014 枚	11 t	60.32 t

※ 合計のごみ量は、畳：30kg/枚、布団：5kg/枚として算出

※ 遠野市の場合は、布団の7割程度が毎月1日から7日の間に搬入される。